



# 島根県報

令和5年2月3日(金)

第 384 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 2

**【公 告】**

建設業法の規定による営業の停止 (土 木 総 務 課) 2

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 3

**【選管告示】**

島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙における立候補予定者説明会の開催 3

**【正 誤】**

令和4年10月11日付け島根県報号外第121号中 (人 事 委 員 会) 4

**告 示****島根県告示第73号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市古志町字新宮4124、4126、4126一続1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年2月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 処分をした年月日  
令和5年1月25日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
  - (1) 処分を受けた者の商号  
株式会社道島屋
  - (2) 主たる営業所の所在地  
島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷223番地4
  - (3) 代表者の氏名  
道前 淳治
  - (4) 許可番号  
島根県知事許可(般-3)第9509号
- 3 処分の内容
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業の営業のうち、公共工事以外の工事に係るもの。  
(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注

者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

## (2) 期間

令和5年2月8日から令和5年2月10日までの3日間

## 4 処分の原因となった事実

株式会社道島屋の代表取締役が、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により、罰金40万円の刑に処せられ、令和2年12月18日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年2月3日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

## 2 作業期間

令和5年1月25日から同年3月23日まで

## 3 作業地域

江津市

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第1号

令和5年4月9日行う予定の島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和5年2月3日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

## 1 島根県知事選挙

| 日 時              | 場 所              |
|------------------|------------------|
| 令和5年2月24日午後1時30分 | 島根県松江市殿町1番地 島根県庁 |

## 2 島根県議会議員一般選挙

| 選 挙 区 | 日 時           | 場 所                      |
|-------|---------------|--------------------------|
| 松 江   | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 |
| 浜 田   | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎    |
| 出 雲   | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県出雲市大津町1139番地 出雲合同庁舎   |
| 益 田   | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県益田市昭和町13番1号 益田合同庁舎    |
| 大 田   | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県大田市大田町大田イ1番地3 大田集合庁舎  |
| 安 来   | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 |
| 江 津   | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎    |
| 雲南・飯石 | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県雲南市木次町里方531番地1 雲南合同庁舎 |

|     |               |                            |
|-----|---------------|----------------------------|
| 仁 多 | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県雲南市木次町里方531番地1 雲南合同庁舎   |
| 邑 智 | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県大田市大田町大田イ1番地3 大田集合庁舎    |
| 鹿 足 | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県益田市昭和町13番1号 益田合同庁舎      |
| 隠 岐 | 令和5年3月13日午後1時 | 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地 隠岐合同庁舎 |

**正****誤**

令和4年10月11日付け島根県報号外第121号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行    | 誤                   | 正   |
|-----|------|---------------------|---|
| 34  | 下から1 | 第3条                 | 第4条   |
| 34  | 下から1 | 初任給規則別表第18から別表第24まで | 県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）別表第9 |